

---

**2024年度 2027年国際園芸博覧会輸送運営計画策定支援業務委託  
業務説明資料**

## **1. 総則**

### **1.1 適用範囲**

本業務説明資料は「2024年度 2027年国際園芸博覧会輸送運営計画策定支援業務委託」（本業務という。以下同じ。）に適用するものとする。

### **1.2 準則**

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、2027年国際園芸博覧会協会（協会という。以下同じ。）の委託契約約款及び契約規程を遵守することとする。

### **1.3 件名**

2024年度 2027年国際園芸博覧会輸送運営計画策定支援業務委託

### **1.4 履行期限**

契約の日から2025年3月31日（月）

### **1.5 履行場所**

協会事務所

## **2. 業務の概要**

### **2.1 業務の目的**

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及、地域・経済の創造、社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものであり、2027年3月に横浜市において開催することを国際園芸家協会（AIPH）から正式承認された。また、2022年11月に博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定された。

協会では2027年3月の開催に向け、本博覧会の来場者輸送運営計画策定に向け、検討を進めている。

本業務は、本博覧会開催における来場者の安全かつ快適な輸送を実現するための運営計画策定に向けた検討を行うことを目的とする。

### **2.2 留意事項**

ア 本業務の実施にあたっては、「2027年国際園芸博覧会輸送対策協議会」及び「2027年国際園芸博覧会来場者輸送技術検討会」構成員の意見等を踏まえながら進めること。

イ 業務の遂行に必要となる与件・諸元の設定支援を行うこと。その際、根拠や目的、算定内訳等を示し、メリット・デメリットや収入・コスト等を整理した資料を作成すること。また、必要に応じて、過去の博覧会や類似イベント・施設からデータ収集を行うこと。

---

ウ 受託者は事前に委託者と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを確認すること。

エ 本業務遂行に必要な完了済みの各種委託業務の成果品は、本委託契約締結後に貸与する。

### 3. 業務内容

#### 3.1 会場駐車場等に係る運営計画の策定

自家用車駐車場、団体バス駐車場、パークアンドライド駐車場（会場外8カ所程度）、会場ターミナル等において、安全かつ円滑な来場者輸送を実現するための運営計画を策定する。

- (1) 各駐車場及び会場ターミナルの運営計画を策定する。なお、計画策定にあたっては、駐車場予約システムの導入を踏まえたシステム連携や駐車場運営に係る施設管理等を考慮すること。
- (2) 車両・歩行者動線、駐車場入出庫動線を考慮した誘導・警備要員配置等について計画する。なお、円滑な入退場や周辺交通への影響低減に配慮すること。
- (3) 会場ターミナルについて、タクシー乗降場及び待機場、駐輪場における車両や歩行者等に係る誘導ルート及び具体的な誘導方策等、運営に関する検討を行う。
- (4) (1)～(3)を踏まえた運営計画の策定及び概算費用の算出を行い、会場駐車場等の運営に係る発注要件について整理する。

#### 3.2 シャトルバス運行に係る運営計画の策定

来場者輸送における会場近傍4駅からのシャトルバス及びパークアンドライド駐車場からのシャトルバス（会場外8カ所程度）について、日別来場者毎に分類したうえで複数パターンを設定し、効率的な配車及び操車方法を踏まえた運営計画を策定する。

- (1) シャトルバスの必要台数、バース数、運行間隔等の精査を行う。
- (2) シャトルバスについて、各運行経路別に輸送経路（基本経路、予備経路）を精査し、経路図を作成する。
- (3) 日別来場者毎に分類した複数パターンにおいて、時間帯別の来場者数に応じた各運行経路別の運行計画を作成する。なお、作成においては、鉄道及びその他交通機関のダイヤを考慮すること。
- (4) シャトルバスの乗降場・待機場の効率的な利用について検討し、利用計画図面（バス及び歩行者の動線計画、バス乗降場・待機場の区画線引きを含む）を作成する。なお、滞留及び誘導整理が必要かどうか十分に検証し、待機場及び乗降方法の検討を行う。
- (5) (1)～(4)を踏まえた運営計画の策定及び概算費用の算出を行い、シャトルバス運行に係る発注要件について整理する。

#### 3.3 交通輸送本部計画の策定

会場ターミナルをはじめ、会場駐車場やパークアンドライド駐車場等におけるシャトルバス・団体バス・自家用車・タクシー・自動二輪・自転車・徒歩等の来場者の円滑性・安全性の高い移

---

動を確保するため、駐車場運営やシャトルバス運行等の交通輸送状況を一元管理し、リアルタイムに情報を提供可能な運営体制を構築するための交通輸送本部について必要な施設及び人員の配置等の検討及び整理を行い、交通輸送本部計画を策定する。

- (1) 交通輸送全体の詳細なスケジュールの作成及び交通輸送本部を中心とした運営の組織体制について整理を行う。なお、組織体制は、自家用車駐車場現地輸送本部、団体バス駐車場現地輸送本部、パークアンドライド駐車場現地輸送本部（会場外8カ所程度）、会場ターミナル現地輸送本部（4駅からのシャトルバス、パークアンドライドシャトルバス、直行バス、タクシー）、会場近傍各駅現地輸送本部等により構成するものとし、交通輸送本部が統括するものとする。また、別途設置を検討している駐車場予約センターとの連携も図るものとする。
- (2) 組織体制における役割、配置時期、配置場所、要員数について検討し、組織体制計画及び要員配置計画を作成すること。なお、計画については、各所に配置する人員の役割・責任分担と連携、緊急的な対応等についても考慮することとする。
- (3) (1)～(2)を踏まえた交通輸送本部計画の策定及び概算費用の算出を行い、交通輸送本部運営に係る発注要件について整理する。

### 3.4 業務打合せ

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で打合せ等を行うものとする。  
(初回、中間4回、最終の計6回程度)

### 3.5 報告書作成

本委託における検討結果について、報告書にとりまとめることとする。

## 4. 成果品

- (1) 本業務の成果品は次のとおりとし、受託者は履行期限までに納入すること。
  - ・報告書（A4判・ドッジファイル製本1部）
  - ・報告書及び調査で作成した資料の電子データ（DVD-R格納1部）  
※Microsoft Officeにより編集可能なデータも併せて格納すること。
  - ・その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの
- (2) 成果品作成等に当たっては、委託者と協議し、委託者の指示に従うこと。

---

## 5. その他

- (1) 業務の実施に関しては、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (3) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出展等はすべて明確にすること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者及び横浜市等が発注する他の業務等と関連する内容について、他の業務の受託者等と連携して行うこととする。
- (5) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (6) 受託者が委託者の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとする。
- (7) 設計図書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (8) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守することとします。  
[https://expo2027yokohama.or.jp/news/news\\_20240118/](https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/)
- (9) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- (10) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (11) 作業過程のデータ等を含め、成果品についての著作権などの全ての権利は、協会に帰属するものとし、協会と協会が指定する第三者に著作者人格権を行使しないこと。
- (12) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。また、これらに関して委託者の了承なしにこれを公開しないこと。